

令和8年度 伊賀市立島ヶ原中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることから、いじめを受けた生徒本人や周辺の状況を客観的に確認したり、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察したりするなどして確認する。
- ② 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに生徒が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

(いじめの防止等に関する基本理念・学校としてのいじめ問題についての考え方 等)

「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。」また、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本認識を本校全教職員が持ち、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止や早期発見等のための対策を行う。

(いじめが「解消している」と判断するための要件)

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめ解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 伊賀市立島ヶ原中学校いじめ防止対策委員会

いじめ防止等の措置を実効的に機能できるよう、「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は、管理職（2人）、生徒指導担当（1人）、養護教諭（1人）とする。

ただし、状況により、専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー、いじめ問題相談員、警察、学校運営協議会委員、医師等）やPTA本部役員を臨時構成員とする。

（開催時期） 月1回

（機能） いじめ問題に関わる年間計画を作成する。また、いじめ防止に関する取組の検証を行うとともに、いじめ事案に対する対応の検討を行う。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

ア マニフェスト、学校経営方針から

・小中が連携し、人権及び生命尊重を基盤として、豊かな心を育てる

イ 人権・同和教育の取組、仲間づくりの取組

・人権集会、学習交流や生徒会・部活動・ファミリー活動を通じて、他学年との交流を深め仲間づくりを行う。

ウ 社会性やコミュニケーション能力の育成

・ペア学習、グループ学習を通して、対話をする能力を養い、自らの言葉で思いや考えを伝える力をつける。

エ 自尊感情・自己有用感・自己肯定感の育成

・日常的に丁寧に生徒の思いを聞き取るとともに、仲間どうしの良好な関係を築く取り組みを行い、だれもが自己肯定感を持てるようにする。

オ 生徒会の取組

・「月曜集会」等で、いじめの防止を生徒会から発信する。

カ いじめ問題に関する教職員の資質向上

・いじめ防止等のための対策に関する本校における教職員の資質能力の向上に必要な研修を実施する。

キ 保護者・地域・いじめ問題相談員との連携

・学校行事、「学校だより」や学校ホームページで学校の様子を発信するとともに、保護者・地域とともにいじめ問題に取り組む。

(2) いじめの早期発見

ア いじめについてのアンケート調査の実施

①生徒対象 年3回（5月、9月、1月）

②保護者対象 年2回（7月、12月）

＊調査当日に何らかの理由により欠席した生徒については、後日、調査を実施する。

＊長期欠席者については、家庭訪問などにより、きめ細やかな状況の把握に努めるなど、十分配慮して実施する。（アンケートの実施が困難な場合については、個別の聞き取り調査により状況の把握に努めるなど、生徒の状況を十分に考慮して実施する。）

＊アンケートの保存期間は、実施年度末から3年間とする。

イ 教育相談の実施

・児童（生徒）及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり

相談体制の整備を行う。

- ① 計画的な教育相談 学期に1回
- ② スクールカウンセラーの活用
- ③ いじめ問題相談員の活用
- ④ ふれあい教室・市青少年センター等、相談窓口の活用

ウ 日常的な生活ノート・日記帳の点検、家庭訪問

エ 教職員の情報共有体制

- ・月1回、全教職員で生徒の実態や現状、及び指導について情報交換、共通認識を図る。

オ インターネット等を介して行われるいじめの対策

インターネット等を通じて行われるいじめの防止、また、生徒及び保護者が対処できるように、外部講師を招聘する等、情報モラルに係る研修会を実施する。

(3) いじめに対する措置

ア いじめ問題にかかわる生徒の安全確保

いじめを発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。また、いじめを知らせてきた生徒の安全も確保する。状況によっては、スクールカウンセラーを生徒にあてる。

イ 教職員の情報共有体制（職員会議、校内研修）、組織対応体制の確立

いじめの発見・通報・相談のあった場合、すぐに管理職に報告するとともに、島ヶ原中学校いじめ防止対策委員会において情報を共有する。その後、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行う。さらに、いじめの根本的な解決に向けた方策を構築し、取り組む体制をつくる。

ウ 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、いじめ事案に関する事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

エ 関係機関・専門機関と連携

いじめを確認した状況について、校長が伊賀市教育委員会に報告する。いじめ事案の状況により、こどもの育ち支援課・伊賀児童相談所・伊賀警察等の関係機関・児童家庭支援センターならびに専門機関との連携を図る。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態に対する調査

いじめにより、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時、緊急の島ヶ原中学校いじめ防止対策委員会を開くとともに教育委員会の指導・助言の下、事実関係を明確にするための調査を実施する。(生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も含む)

また、法に抵触すると考えられる場合は、伊賀警察署に通報し、対応等の相談を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査結果については、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。